

登記すべき事項をオンラインにより提供する場合の別紙の例
(登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体を提出する場合の入力例も同様です。)

「商号」 ○○
「本店」 ○国○州○街○番地
「公告をする方法」 官報に掲載してする
(準拠法の規定による公告)
○州で発行される○○○・ポスト紙に掲載してする
「会社設立の準拠法」 ○国会社法
「会社設立の年月日」 ○○○○年○○月○○日
「目的」
1 ○○の製造販売
2 ○○の輸出入業及び仲買業 3 前各号に附帯する一切の事業
「発行可能株式総数」 ○○株
「発行済株式の総数」 ○○株
「資本金の額」 ○○万米ドル
「役員に関する事項」
「資格」 取締役
「氏名」 ○○○○
役員に関する事項
「資格」 取締役
「氏名」 ○○○○
「役員に関する事項」
「資格」 取締役
「氏名」 ○○○○
「役員に関する事項」
「資格」 代表執行役
「住所」 ○国○州○街○番地
「氏名」 ○○○○
「役員に関する事項」
「資格」 日本における代表者
「住所」 ○県○市○町○丁目○番○号
「氏名」 ○○○○
「支店番号」 1
「支店の所在地」 ○県○市○町○丁目○番○号
「登記記録に関する事項」 平成○○年○○月○○日 営業所設置

本国における代表者について、各国の実情に合わせて代表取締役又は代表執行役のいずれかの資格を記載してください(取締役又はこれに類似する者が代表権を有する場合には、代表取締役と記載し、取締役又はこれに類似する者が代表権を有せず、他に外国会社を代表する者がいる場合には、代表執行役と記載すること等が考えられます)。

(注) 1 日本における同種の会社又は最も類似する会社の設立登記の登記事項に準ずる事項のほか会社法第 933 条第 2 項各号に掲げる事項を登記する必要があります。

(注) 2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもでき、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出について」を御覧ください。

(注) 3 登記事項を記録した CD-R を提出する場合には、登記すべき事項は「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で、記録し、ファイル名は「任意の名称」.txt)としてください。詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、法務局ホームページ「商業・法人登記の申請書様式」(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)中の関連リンク「登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体 (CD-R 等) の提出について」を御覧ください。

本資料は、外国企業が日本に会社等を設立する際に必要となる登記、査証、税制、人事・労務の各種申請書類について、その様式と記入例等を示したものです。一部、英語は暫定の翻訳です。本資料は、管轄省庁等が提供する正式な書類ではありませんので、実際に手続きを行う際には管轄省庁の公式ウェブサイト等からダウンロードし、最新の書類を入手してください。また、ご不明な点は専門家にご相談ください。¥

なお、本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料または本資料に記載されたリンク先の外部サイトが提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

本資料に関する管轄省庁：法務局

URL：<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001252981.pdf>